

平成23年度 主要な政策に係る評価書

分野	地方行財政			政策の予算額・執行額（百万円）		評価実施 （予定）時期	平成23年9月
政策名	政策4：地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等				22年度	23年度	担当部局 自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村体制整備課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課
基本目標	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地域主権型社会の確立を目指す。			予算額	47百万円	68百万円	
政策の概要	地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地域主権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。			執行額	23百万円		作成 責任者名 総務室長 菅野 孝志
施策目標	施策目標の 達成度を測る指標		指標の設定に ついての考え方 （施策目標との因果関係）	指標の状況		実施状況及び施策目標の達成状況	
		目標（値） 【目標年度】		21年度実績	22年度実績		
地域主権型社会の 確立に向けた地方 制度の構築が進む こと	1	地方自治法の抜本改正 地域主権の確立を目指し、地方行財政検討会議において、中期的に地方自治法の抜本的な見直しについて検討を進め、成案が得られた検討結果を地方自治法改正案として取りまとめ、順次、国会に提出していく。 さらに、地方分権改革推進委員会の第2次勧告等で指摘されている地方自治法における義務付け・枠付けを積極的に見直す。（40条項） 【22年度】	地方公共団体の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組みそのものについても、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていく観点から、地方自治法を抜本的に見直すことが地域主権改革を推進するために必要と考え、指標として設定。	前倒しとして、第174回通常国会に地方自治法の一部を改正する法律案を提出。 ・議員定数の法定上限の撤廃 ・議決事件の範囲の拡大 ・地方分権改革推進計画に基づく義務付けの撤廃（30条項）等	平成22年中の地方行財政検討会議における議論等を踏まえ、今後の地方自治法の抜本見直しの方向性を「地方自治法の抜本改正についての考え方（平成22年）」として取りまとめた。この中で速やかに制度化を図ることとした事項については、地方自治法改正案として取りまとめ、第177回通常国会に提出すべく準備を進めている。 なお、第174回通常国会に提出された地方自治法改正案は、平成23年5月2日に公布された。		
	2	地方公共団体の組織及び運営についての自由度の拡大の具現化	効率的な行政運営や多様な市町村の事務の補完を可能とするため、行政機関等の共同設置を可能とする地方自治法改正案を提出しており、成	平成の合併が一区切りを迎え、今後は、自主的な合併のほか、市町村間の広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から最も適した仕組みを主体的に選択できるようにする必要があるので、取組状況を把握し、	事務の共同処理の件数（20年7月1日現在） ①事務の委託 5,109件 ②一部事務組合 1,664件 ③機関等の共同設置 407件 ④協議会 284件 ⑤広域連合 111件	事務の共同処理の件数（22年7月1日現在） ①事務の委託 5,264件 ②一部事務組合 1,572件 ③機関等の共同設置 395件 ④協議会 216件 ⑤広域連合 115件	共同処理している総件数及び関係団体数は、市町村合併に伴う一部事務組合や協議会の解散等により前回調査から減少した（総件数△13件、関係団体数△1,080団体）。これらの調査結果について各地方公共団体に情報提供を実施した。 効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、議会事務局、保健所などの行政機関、部や課などの内部組織及び監査委員などの事務局並びに書記長などの議会

			立後は、各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供 【22年度】	情報提供等を行うことを目標とするもの。			の職員についても、執行機関としての委員会又は委員や執行機関の附属機関と同様に共同設置を行うことができる地方自治法の一部を改正する法律が、第177回通常国会において可決・成立し、平成23年5月2日に公布された。
住民の利便が促進すること及び国及び地方公共団体の行政が合理化されること	3	住民票の写し等の交付に係る住民の利便性の向上	コンビニでの交付サービスについて、新たに20団体の導入 【22年度】	コンビニでの交付サービスが拡大することで、住民の利便性の拡大につながるため、指標として設定。	導入団体 4団体	導入団体 41団体 (23年4月1日時点)	住民の利便性の向上に資するため、「コンビニ等における住民票の写し等の交付の拡充に関する調査・分析」を実施し、現行の住民票の写し等の交付を行っている事業者以外の事業者への拡大や、実施地方公共団体数の拡大のための方策を検討した。コンビニでの住民票の写し等の交付サービスの導入団体は41団体に達し、取組が進展していると評価できる。
	4	住民基本台帳法関係法令改正の効果（閲覧件数の変化等）	個人情報保護に十分留意した住民基本台帳の閲覧・交付制度の運用を促す。 【22年度】	請求時における本人確認を厳格化するなど、個人情報保護に十分留意した住民基本台帳の閲覧・交付制度の運用を促すことで、地方公共団体の行政の合理化につながるため、指標として設定。	住民基本台帳の閲覧件数 140,557件 (20年度 90,428件) 住民票の写し等の交付件数 63,937,026件 (20年度 66,500,770件)	住民基本台帳の閲覧件数 223,930件 住民票の写し等の交付件数 62,953,698件	平成18年の住民基本台帳法改正後の住民基本台帳閲覧制度及び平成19年の住民基本台帳法改正後の住民票の写し等の交付制度の適切な運用を市町村に促した結果、各改正法施行時点に比べ閲覧・交付件数が減少した状況で推移している。 ○住民基本台帳の閲覧件数（平成18年11月1日施行） 平成17年度 1,029,849件 平成18年度 774,401件 ○住民票の写し等の交付件数（平成19年5月1日施行） 平成18年度 74,090,555件 平成19年度 71,057,478件
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	5	地方公共団体における行政改革の取組状況	各地方公共団体の集中改革プランの取組を総括するとともに、今後の自主的な地方行革に資するべく情報提供等を実施 【22年度】	各地方公共団体においては、簡素で効率的な行財政システムを構築し、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、住民との対話の中で、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを目標とするもの。	地方行革の取組状況調査を実施し、公表。 集中改革プランの取組状況調査を実施し、公表。 情報公開条例、行政手続条例及び意見公募手続制度の制定状況調査を実施し、公表。	地方行革の取組状況調査を実施し、公表。 集中改革プランの取組状況調査を実施し、公表。 情報公開条例及び意見公募手続制度の制定状況調査を実施し、公表。	地方公共団体の今後の自主的な地方行革に資するべく、各種の状況調査、情報提供等を実施した。集中改革プランを全団体が策定及び公表していることや、情報公開条例及び意見公募手続制度の制定団体が着実に増加していることから、地方公共団体における行政改革の取組が進展していると評価できる。
地域主権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	6	地方公務員数の推移	地方公共団体において、自主的な定員管理の取組が計画的に推進されるように促す。 【22年度】	地方公務員の給与・定員については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。 国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標を設定。 目標（値）については、地方公共	地方公共団体の総職員数は、平成21年4月1日現在で285万5,106人となっている。（対前年比▲44,272人）	地方公共団体の総職員数は、平成22年4月1日現在で281万3,875人となっている。（対前年比▲41,231人）	国民・住民に一層信頼される地方公務員制度を確立するために、各地方公共団体に対し、必要な情報提供や技術的助言を行ってきた。この結果、給与の「わたり」の制度がある団体や重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当の数が減少し、また、給与情報等公表システムによる公表及び人材育成基本方針の策定状況についても、平成22年度の調査時点で、平成23年度の目標値をほぼ達成するなど、各地方公共団体において取組が進展していると評価できる。 地方公務員制度及びその運用については、国民・住民の理解と納得が得られることが重要であり、引き続き情報提供及び技術的助言を行い、各地方公共団体における人事管理の適正化を促進することが重要である。

	7	ラスパイレス指数の状況	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立てるよう促す。 【22年度】	団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。指標の状況についても、目標（値）同様、各地方公共団体の取組によるため、参考として記載。	平成21年の地方公共団体（全団体）のラスパイレス指数は98.5となっている。 (H20ラス：98.7)	平成22年の地方公共団体（全団体）のラスパイレス指数は98.8となっている。 (H21ラス：98.5)	
	8	給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得を得るため、給与の適正化に取り組むよう促す。 【22年度】		適正化の取組例 ・給与の「わたり」（注）の制度がある団体は221団体（全団体の12.0%）に減少 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は29手当に減少（支給額ベースで見ると平成16年時点から95.8%削減） (21年4月1日時点)	適正化の取組例 ・給与の「わたり」（注）の制度がある団体は151団体（全団体の8.4%）に減少 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は18手当に減少（支給額ベースで見ると平成16年時点から97.3%削減） (22年4月1日時点)	
	9	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう促す。 【22年度】		ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を行っている。	ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を行っている。	
	10	給与情報等公表システムによる公表状況	実施率100% 【23年度】		97.7% (1,803/1,846) (21年4月30日現在)	97.8% (1,757/1,797) (22年3月31日現在)	
	11	地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体）	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう促す。 【22年度】		各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地域主権型社会に対応した地方公務員制度の確立につながると考えられることから、指標として設定。	214団体 (21年4月1日現在)	233団体 (22年4月1日現在)
	12	人材育成基本方針の策定状況	実施率90% 【23年度】		各地方公共団体において人材育成方針を策定することで、その方向へ取り組む効果が生じ、地方公務員の適正な人事管理につながると考えられることから、指標として設定。	85.5% (1,579/1,847) (21年4月1日現在)	88.9% (1,597/1,797) (22年4月1日現在)

（注）地方公務員給与の「わたり」とは、①給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うこと、②①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること、により、給与を支給することをいう。

達成手段		22年度 予算額	23年度 予算額	関連する 指標	達成手段の概要及び施策目標との関連性
1	地域主権型社会を確立するための施策の実施	-	18百万円	1	地方公共団体の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組みそのものについても、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていく観点から、地方自治制度を見直すことが地域主権改革を推進することにつながる。
2	基礎自治体の行財政基盤の強化	-	-	2	今後の市町村の事務処理方策については、市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村等との広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすることを基本的な考え方としており、各地方公共団体の主体的な取組状況を把握し、必要な情報を提供することにより、地域主権型社会の確立に向けた地方制度の構築に寄与する。
3	住民基本台帳制度の充実強化	-	10百万円	3, 4	住民の利便性の向上が図られる「住基カードの多目的利用」、特にコンビニ交付サービスの活用を促進し住民の利便性・住基カードの拡大を進めている市町村に対して、委託調査、情報提供、財政措置等を行うことにより、住民の利便の増進等に寄与する。
4	地方行革の推進	17百万円	15百万円	5	地方公共団体に対し、行政改革の取組状況や取組事例に関する情報提供を行うとともに、行政改革の方策を模索すべく研究会を開催することにより、地方公共団体の行革に資する。
5	地方公務員制度の整備・充実	30百万円	25百万円	6, 7, 8, 9, 10, 11, 12	各地方公共団体に対し、必要な情報提供や技術的助言を行い、各団体における人事管理が適正化されることは、国民・住民に一層信頼される地方公務員制度の確立につながる。
政策全体の 総括的な評価	地方自治法の改正や地方行革の取組等により、地方行政体制整備は着実に進められている。また、各地方公共団体に対する必要な情報提供や技術的助言により、国民・住民に一層信頼される地方公務員制度の確立に向けた取組が推進されている。今後もこうした地方行政体制の整備により、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、地域主権型社会の確立を目指す。				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)	
	民主党の政権政策 Manifesto 2010	平成 22 年 6 月 18 日		「国のかたち」を変える 国内では、大胆な地域主権改革を実行します。地域主権改革は地域の自立を促す改革であり、そのために権限や財源の移譲に取り組みます。地域のことは地域で決められる仕組みをつくることで、明治以来の中央集権体制を改めます。	
第 177 回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	平成 23 年 1 月 24 日		(地域主権・郵政改革の推進) 以上の国づくりの三つの理念を推進する土台、それが内閣の大方針である地域主権改革の推進です。改革は、今年大きく前進します。地域が自由に活用できる一括交付金が創設されます。当初、各省から提出された財源はわずか 28 億円でした。これでは地域の夢は実現できません。各閣僚に強く指示し、来年度は 5, 120 億円、平成 24 年度は 1 兆円規模で実施することとなりました。政権交代の大きな成果です。そして、我々の地域主権改革の最終目標はさらに先にあります。今国会では、基礎自治体への権限移譲や総合特区制度の創設を提案します。国の出先機関は、地方による広域実施体制を整備し、移管していきます。既に、九州や関西で広域連合の取組が始まっています。こうした地域初の提案で、地域主権に対する慎重論を吹き飛ばしていきましょう。		
学識経験を有する者の知見の活用	地方行財政検討会議において、地方自治法の抜本的な見直しについて議論いただき、今後の地方自治法の抜本見直しの方向性を「地方自治法の抜本改正についての考え方(平成 22 年)」として取りまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の行政改革等 http://www.soumu.go.jp/iken/main.html ・広域行政 http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html ・「地方公務員の定員・給与の状況等」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html 				

※6～9の指標については、平成22年度目標設定表において目標(値)等を設定していないため、平成23年度目標設定表を参考に評価を実施している。